鈴鹿市一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可（新規・更新）申請　提出書類一覧表

許可申請書裏面の添付書類番号	提出書類の種類	法人	個人	備考	チェック欄
―	【第4号様式】 一般廃棄物収集運搬業許可申請書	○	○	☛手引書P.5-6参照 ☛両面印刷に限る	
1	【A】 収集・運搬の方法及び作業計画書	○	○	☛手引書P.7参照	
2	【B】 事業所及び事業場の概要図及び見取図	○	○	☛手引書P.8参照	
3	【D】 施設並びに車両・機材調書	○	○	☛手引書P.9参照 ☛運搬車両の制限は下記のとおり 清掃センター：総重量11t未満、かつ全長7.5m以下のものに限る 不燃物ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ：高さ3.2m以下、かつ全長6.2m以下のものに限る（パッカー車は不可）	
法人4 個人5	会社定款（写）	○	―	☛定款の最終頁の余白部分に、「この写しは原本と相違ありません」と書き込み、日付、所在地、会社名、代表者名を記載の上、代表者印を押印する。	
	履歴事項全部証明書（原本）	○	―	☛申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの	
	住民票（原本）	○	○	☛法人は役員全員分及び政令使用人分、個人は代表者分及び政令使用人分 ☛本籍地、または国籍記載のもの ☛個人番号は記載不要 ☛申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの	
6	【F】 誓約書	○	○	☛手引書P.10参照 ☛両面印刷に限る	
7	【G】 事業主、役員、使用人及び従業員の調書	○	○	☛手引書P.11参照 ☛氏名にフリガナを記載する	
	政令使用人であることの申立書	△	△	☛手引書P.16参照 ☛政令使用人が存在する場合のみ提出必要。履歴事項全部証明書に掲載されている支店の代表者である場合は不要。	
8	【C】 車両の保管場所の写真（カラー）	○	○	☛遠景と近景を各1枚 ☛台紙に貼る（A4用紙に2枚分を印刷したものでも可）	
9	【E】 ①車両の写真（カラー）	○	○	☛前面・側面・後面の3つのアングルを各1枚 ☛前面・後面は自動車登録番号が写るように撮影する ☛台紙に貼る（A4用紙に3つのアングルを印刷したものでも可）	
	②自動車検査証（写）、自動車検査証記録事項（写）	○	○	☛有効期間内のもの ☛自動車検査証記録事項が手元にない場合は各自印刷する https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/	
	③自動車を使用する権限を有することを証する書類 （車両賃貸借契約書等）（写）	△	△	☛申請者が所有権を有しない場合のみ必要	
10	【H】 収集先の調書①、②	○	○	☛手引書P.12-15参照 ☛特定の収集先がある場合、市内の全ての契約先との契約書の写しを貼付する（更新の場合は前回更新時からの追加分及びまき直し分のみ）	
11	講習会修了証（写）	○	○	☛(一財)日本環境衛生ｾﾝﾀｰ主催「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習(有効期限：5年)」、または公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規講習は有効期限：5年、更新講習は有効期限：2年)」	
	市税の納税証明書（原本）	○	○	☛市税すべての税目に滞納がないことが分かるもの ☛本社の所在地の市役所又は町村役場で発行されたもの ☛申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの	
	県税の納税証明書（原本）	○	○	☛県税すべての税目に滞納がないことが分かるもの ☛本社の所在地の県税事務所で発行されたもの ☛申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの	
	国税（法人は法人税、個人は所得税）の納税証明書 「その3　未納税額のない証明用」（原本）	○	○	☛国税に滞納がないことが分かるもの ☛本社の所在地の税務署で発行されたもの ☛申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの	
―	三重県の産業廃棄物収集運搬業の許可証(写) 県内市町の一般廃棄物収集運搬業の許可証(写)	△	△	☛許可を有している場合は必要 ☛有効期限内のもの	
―	レターパックプラス	○	○	☛許可書等を送付のため	

※法人、個人欄の「○」は必須、「△」は必要に応じて提出、「－」は提出不要。